

農薬登録・再評価における公表文献の収集・選択等に関する現行制度の改善を求める要望書

2023年9月29日

農 林 水 産 大 臣 宮 下 一 郎 殿
内閣府食品安全委員会委員長 山 本 茂 貴 殿
厚 生 労 働 大 臣 武 見 敬 三 殿
環 境 大 臣 伊 藤 信 太 郎 殿

有害化学物質から子どもを守るネットワーク（『子どもケミネット』）

代表世話人 中 下 裕 子

136 - 0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議内

Tel. 03-5875-5410 Fax03-5875-5411

<加盟団体>

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、有害化学物質削減ネットワーク、グリーンコープ生活協同組合
ふくしま、グリーンコープしがまる生活協同組合、グリーンコープ生活協同組合おおさか、グリーンコープ
生活協同組合ひょうご、グリーンコープ生活協同組合とっとり、グリーンコープ生活協同組合（島根）、グ
リーンコープ生活協同組合おかやま、グリーンコープ生活協同組合ひろしま、グリーンコープやまぐち生活
協同組合、グリーンコープ生活協同組合ふくおか、グリーンコープ生活協同組合さが、グリーンコープ生活
協同組合（長崎）、グリーンコープ生活協同組合おおいた、グリーンコープ生活協同組合くまもと、グリー
ンコープかごしま生活協同組合、グリーンコープ生活協同組合みやざき、一般社団法人グリーンコープ共同
体、生活協同組合コープ自然派しこく、生活協同組合コープ自然派おおさか、生活協同組合コープ自然派兵
庫、生活協同組合コープ自然派奈良、生活協同組合コープ自然派京都、生活協同組合連合会コープ自然派事
業連合、生活協同組合あいコープみやぎ、生活協同組合あいコープふくしま、やまゆり生活協同組合、京都
高齢者生活協同組合くらしコープ、生活協同組合生活クラブ京都エル・コープ、生活クラブ生活協同組合
（滋賀）、せっけん運動ネットワーク、食政策センター・ビジョン21、一般社団法人農民連食品分析セン
ター、小樽・子どもの環境を考える親の会、家庭栄養研究会、株式会社ジェイ・パック化工、環境脳神経科
学情報センター、環境文明21、グリーンファーム水口、グリーン連合、玄米と野菜の店「松おか」、埼玉
県西部地区消費者団体活動推進世話人会、食の安全・監視市民委員会、生活協同組合連合会アイチョイス、
デトックス・プロジェクト・ジャパン、日本消費者連盟、認定NPO法人アトピッ子地球の子ネットワーク、
古谷農産、(有)ちくげい工房

農薬取締法改正（2018年）に伴い、昨年より農薬再評価が開始されました。同法8条4項には、「再評価においては、最新の科学的知見に基づき、…農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。」と明記されており、申請企業が提出する試験成績と合わせて、公表文献が再評価手続きにおける安全性評価に活用されることが期待されます。

ところが、農水省のガイドラインによれば、公表文献の収集、選択等を行う主体は、再評価を受ける当事者である農薬企業とされ、食品安全委員会のガイドラインでも、検討対象とする公表文献について、リスク管理機関である農水省から提出された公表文献一つまり、農薬企業が収集・選択したもの一を原則とすることとされています。

公表文献の収集選択等のプロセスは、①収集した文献についての評価目的に対する「適合性の判断」、②文献の「信頼性の確認」、③その結果としての「評価対象となる文献の選択」からなります。言うまでもありませんが、これらの手続きは、単なる機械的な作業を超えた専門的な判断を要する人的な作業に依存しています。再評価を受ける農薬企業が、このような公表文献の収集、選択等のプロセスにおいて、自己に不利な結果をもたらす学術論文等の選択を回避しがちであることは、当然予想されます。その結果、再評価における農薬の安全性の確保に問題が生じることは、決してあってはならないことです。だからこそ、学会等では、利益相反のある研究者が意思決定に加わることを回避するルールが厳格に定められているのです。

海外においても、欧州食品安全機関（EFSA）や米国環境保護庁（EPA）など農薬のリスク評価を担当する機関が独自に公表文献の収集、選択を行い、その過程及び結果の全てを公開しており、当事者である農薬企業に委ねてはいません。国民の安全の確保を最優先するのであれば、このような仕組みにするのが当然ではないでしょうか。

農薬の安全性を確保することは、単に農業者だけでなく、水や食品中の残留農薬を日々摂取している全ての国民の生命、健康を守ることでもあります。いや、現在の国民だけでなく、未来の子どもたちの命と健全な成長を守ることでもあるのです。そのような日本の国民と未来の子どもたちが、海外の国々と比べて、より危険な状況に置かれているということは断じて看過できることではありません。

よって、私たちは、農薬登録・再評価手続きにおける公表文献の収集・選択等のためのガイドラインについて、公表文献の収集・選択等を行う主体を、農薬の

登録・再評価申請者の農薬企業ではなく、食品安全委員会及び環境省が、それぞれ利益相反のない専門知識をもった第三者によって構成される委員会を独自に設置し、それらの委員会において、公表文献の収集・選択等を行い、その過程及び結果の全てを公開するように速やかに改正することを、強く要望いたします。